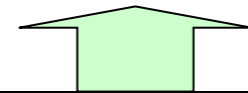


平成27年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	地域ブランド支援事業 ○ブランド野菜生産の支援		所管部課	産業振興部	農政課
意 図	下野市を代表する「特産品」となる農産物を掘り起こし、その生産を支援することにより将来のブランド化を目指すとともに、地産地消の推進と地域農業・農村の活性化を図る。 干瓢については、近年生産者の高齢化に伴い生産戸数が減少傾向にあることから、生産量全国一を誇る本市の干瓢生産と消費拡大のための支援を行い生産振興を図る。 苺については、良質苗の購入費を支援することにより、生産量の拡大と、大果で食味のよい苺を生産することにより競争力強化を図る。 また、高い収益性が見込まれる酒米の生産を支援することにより生産振興を図る。				
事業概要	地域特産品「干瓢」の産地支援、消費拡大支援、販売促進PR 苺良質苗生産促進 酒米産地支援				
必要性	総合計画での位置づけ	章 2	知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節 1	大都市近郊型農業の振興
	根拠法令等	下野市農業振興促進費補助金交付要綱			
事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの	農業経営改善
	新規・継続	継続			
事業詳細・手段	干瓢産地支援事業	生産に必要な設備及び機械整備に要する経費の一部補助 (整備費の1/2以内、20万円限度)			
	干瓢消費拡大支援事業	生産に必要な苗購入に要する経費の一部補助(苗代の1/3以内) 飲食店等が干瓢料理を提供する場合の購入費の一部補助 (市産干瓢購入費の1/2以内、2万円限度)			
市との関与のあり方	しもつけかんぴょうまつり	事業運営費として実行委員会へ補助			
	苺良質苗生産促進事業	良質な苺の生産拡大を図るため苺無病苗の導入に要する経費の一部補助 (苗代の1/10以内)			
事業量・頻度	酒米生産支援事業	酒米の生産振興を図るため種子購入費に要する経費の一部補助 (種子代の1/3以内)			
	他の事業主体の支援	平成26年度 ・干瓢産地支援事業(干瓢生産者 127名) 生産に必要な設備及び機械整備(乾燥用ハウス5棟) 生産に必要な苗購入(26,979本) ・干瓢消費拡大支援事業 飲食店等が干瓢料理を提供する場合の購入(8件) ・しもつけかんぴょうまつり(7月26日、道の駅しもつけ) ・苺良質苗生産促進事業(苺生産者 41名) 良質な苺の生産拡大を図るため苺無病苗の導入(23,996本) ・酒米生産支援事業(平成27年度新規事業 作付面積約30ha)			
総事業費(経費内訳)	平成28年度	需用費 274千円(PR用袋詰め干瓢) 負担金 690千円(とちぎ食の回廊かんぴょう街道、食と農フェア負担金 他) 補助金 4,646千円 干瓢産地支援事業 2,440千円 干瓢消費拡大支援事業 1,000千円 かんぴょうまつり実行委員会補助 550千円 苺良質苗生産促進(無病苗導入) 335千円 酒米生産支援事業 321千円			
	平成27年度予算(単位:千円)	平成28年度事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	3	
年度別事業費	5,648	5,610			

事業推進方針	
○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

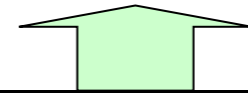


事業推進方針判断に際しての3つの視点						
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかとも判断基準としています。</p> <p>現総合計画後期基本計画では、2章1節大都市近郊農業の振興、施策1「農業経営の改善」に位置づけられています。 本市の農業は、首都圏にある有利な立地条件を活かした都市近郊農業により、米麦を中心にほうれんそう等の露地野菜、いちご等の施設園芸が営まれるとともに、肥育牛との複合経営も盛んです。また、本市の特産品でもあるかんぴょうの生産量は全国一を誇っています。しかし、総農家数が減少の一途であり、その要因としては、農業者の高齢化や後継者不足が考えられ、販売農家の減少、自給的農家の増加につながっています。そのため、次期総合計画においても、農家の後継者対策と、経営が成り立つために地域の特性を活かした銘柄を創出するブランド化を推進することとしています。 以上のことから、必要性は高いとしました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
	高い	○				
低い						
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>総農家数は平成12年2,330戸から平成22年1,961戸と推移し、10年間で約370戸減少しており(農林業センサス)、また、平成26年度に実施した干瓢農家の実態を把握するための干瓢の消費動向調査では、干瓢農家は減少傾向にあり、今後の継続は困難であると考えている農家が多いことが明らかとなりました。苺においても「とちおとめ」に加え、新品種「スカイベリー」「なつおとめ」の生産拡大が進められていることから、ブランド化による付加価値の創出や消費拡大に取り組み、農業者の所得の安定や地域農業の維持・活性化を支援していくことが求められています。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
	高い	○				
低い						
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p> <p>今後、長期的な需要や高い収益性が見込まれる酒米の生産支援を平成27年度から開始し、多くの農業者に酒米生産を取り組んでいただくため、酒造好適米の作付け30ヘクタールの種苗費に対し助成を行っています。これによって、農業経営を行う上で安定的な収入の確保、また、水田の維持保全や担い手の確保を行い、農業振興や日本酒需要の創出を図ります。 以上のことから、効率性は高いとしました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
	高い	○				
低い						

平成27年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	商工業振興事業 ○商工会への運営支援 ○企業立地の促進		所管部課	産業振興部	商工観光課		
意 図	商工会が地域経済団体として実施する商工業者支援のための事業充実及び商工業者の経営基盤の強化を図る。市町間及び市内工場等の連携を密にし、下野市への企業立地促進と工業振興を図る。						
事業概要	市内2商工会への運営費補助市内立地企業連携推進事業補助商工業者対象のICT講習開催						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 2	知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	節 2	工業・商業の振興	施策 1	商・工業の振興
	根拠法令等	下野市商工会補助金交付要綱 下野市立地企業連携事業補助金交付要綱					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> 下野市商工会及び石橋商工会への運営費補助 市内立地企業連携推進事業の開催講演会及び交流会の実施 市内立地企業連携協議会の設立及び補助 商工業者対象ICT講習会開催 栃木県企業立地促進協議会への負担金 ジェトロ貿易センターへの負担金 					
効率性	市の関与のあり方	他の事業主体への補助及び負担金、市内2商工会等への補助 県企業立地促進協議会、ジェトロ貿易センターへの負担金					
	事業量・頻度	平成27年度 旅費 23,000円 委託料 765,000円 (ICT講習、講演会) 負担金 100,000円 (県企業立地促進協議会) 補助金 24,999,000円 (商工会、交流会)					
	総事業費(経費内訳)	平成28年度以降 旅費 23,000円 委託料 765,000円 (ICT講習、講演会) 負担金 100,000円 (県企業立地促進協議会) 補助金 24,999,000円 (商工会、交流会、立地企業協議会)					
年度別事業費	平成27年度予算(単位:千円)	平成28年度事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	4			
	25,887	25,887					

事業推進方針	
○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



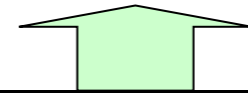
事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い ○ 低い
	現総合計画後期基本計画では、2章2節工業・商業の振興、施策1「商・工業の振興」、施策2「雇用対策の充実」に位置づけられています。商工業をめぐる社会経済環境は、少子高齢化、生活スタイルの変化、製品・技術の進歩、製造業の海外移転など大きく変動し、市内商工業者は、事業環境の変化に対応して事業内容や経営のあり方を見直し、経営基盤の強化や活性化を図っていくことが求められていることから、次期総合計画においても、商工業の基盤強化・活性化を主な事業に位置付け、中小企業・小規模事業者の活性化や市内立地企業の振興に取り組むこととしています。以上のことから、必要性は高いとしました。	
	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い ○ 低い
熟度・緊急性	小規模企業振興基本法では、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持などを含む事業の持続的発展を位置付けることとし、小規模支援法では商工会が意欲のある小規模事業者の取組を行政や金融機関などと連携し強力に支援するとしていることから、市では、商工会への運営支援を行い、中小企業活性化のための事務、事業に取り組んでいただいています。また、市内の工業団地等に立地する企業と、それらを活かした諸産業の振興のため、産業間の連携強化を図り、立地企業のコストダウン・収益性の向上と、関連企業の事業領域拡大に取り組む必要があることから、工業団地内立地企業相互や、市内の医療・福祉・サービス業、運送業等との連携に繋がる交流機会を拡充しています。以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。	
	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。	高い ○ 低い
効率性	商工会等への運営支援については、適宜協議を行い、必要に応じて見直しを進めて行くとともに、ICT講習を商工会等への委託事業に変更し、事務の効率化を図っています。また、市内全域を対象とした立地企業交流会の設立に向け、検討を進めており、市内企業のさらなる連携強化を図っていきます。以上のことから、効率性は高いとしました。	

平成27年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	防犯対策事業 ○防犯・交通安全対策の推進		所管部課	市民生活部	安全安心課		
意 図	犯罪のない社会づくりのため、防犯意識の高揚、犯罪の起こりにくい環境の整備を行っている。 犯罪のない社会は全ての市民の願いであり、犯罪の発生を抑止し、誰もが安心して暮らせる下野市の実現を目指している。						
事業概要	事業者による街頭防犯カメラ設置に対する補助金を交付する。 市内公共施設に街頭防犯カメラを設置する。 防犯対策事業に伴う負担金の支出を行う。						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 5	豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	節 2	安全・安心なまちづくり	施策 1	防犯・交通安全対策の推進
	根拠法令等	下野市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱 下野市街頭防犯カメラ設置費用の補助に関する要綱					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> 警察と連携の上、防犯意識の高揚、犯罪の抑止を図るための街頭広報活動や、防犯パトロールを実施し、犯罪が起こりにくい環境の整備に努めている。 下野地区防犯協会等防犯団体への活動支援をしている。 街頭防犯カメラは犯罪の抑止に非常に効果的であり、また、犯罪発生時の早期解決を図るうえでその有益性が高いことから、公共施設に街頭防犯カメラを設置する。 街頭防犯カメラを設置する地域団体及び商業施設等に対して、設置費用の2分の1を補助する。(補助限度額 300千円) 					
事業内容	市の関与のあり方	市が事業主体となる					
	事業量・頻度	<p>○街頭防犯カメラを設置する事業者等に対して、設置費用の2分の1を補助し、街頭防犯カメラの設置促進を図る。 H28年度 300千円×6件=1,800千円</p> <p>○公共施設における街頭防犯カメラの設置に係る庁内協議を行い、計画的な整備を図る。(4年計画) 安全安心課で設置基準を設け、庁内所管課で設置を行う。</p> <p>①街頭防犯カメラの設置による犯罪抑止状況の検証 ②街頭防犯カメラ設置による、犯罪被疑者検挙の有無 ③犯罪抑止効果が認められる場合の増設の検討</p> <p>H28年度 小中学校 16×2×700千円=22,400千円 H29年度 公園・公民館等10 × 700千円= 7,000千円 H30年度 公園・公民館等10 × 700千円= 7,000千円 H31年度 公園・公民館等10 × 700千円= 7,000千円</p>					
	効率性	<p>○平成28年度事業費 25,867千円 (内訳) 防犯パトロール車維持費 197千円 負担金 1,470千円 補助金 1,800千円(300千円×6件) 【新規】学校街頭防犯カメラ設置費用(所管課で事業実施) 工事請負費 22,400千円</p>					
年度別事業費	平成27年度予算(単位:千円)	平成28年度事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	12			
	3,166	25,867					

事業推進方針

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

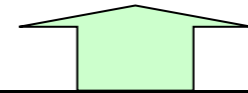
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p>	高い	○
		低い	
	<p>現総合計画後期基本計画では、5章2節安全・安心なまちづくり、施策1「防犯・交通安全対策の推進」に位置づけられています。 また、次期総合計画においても、安全・安心な生活環境づくりのため、防犯対策について、引き続き警察や関係団体と連携した防犯対策を推進することとしています。 以上のことから、必要性は高いとしました。</p>		
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p>	高い	○
		低い	
	<p>防犯対策の推進は、安全・安心なまちづくりの根幹をなすものであり、市の責務です。 現在の社会情勢を鑑みると、夜間の犯罪増加に対する全国的な防犯対策が求められており、また犯罪の起きにくい環境整備に取り組むことが求められています。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。</p>		
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p>	高い	○
		低い	
	<p>防犯対策のハード面を強化するため、街頭防犯カメラの設置に積極的に取り組むとともに、防犯・安全対策を推進するため補助金を交付し、市民自らが安全・安心なまちづくりを進めることに繋がっていると考えられます。 また、定期的に防犯ボランティア団体等と共に市内パトロールを実施するなど、防犯意識の啓発に取り組んでいます。 以上ことから、効率性は高いとしました。</p>		

平成27年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	一般廃棄物収集運搬業務委託事務費 ○一般廃棄物収集運搬業務の効率化		所管部課	市民生活部	環境課		
意 図	市内ごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、ごみ処理施設に搬入する。 事業の実施により、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。						
事業概要	一般廃棄物のステーション回収の効率化と衛生的な収集運搬を目指し、実績、機材、地元への精通など、安定遂行が見込める民間業者に委託する。						
必要性	総合計画での位置づけ	章 5	豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	節 1	快適な環境の創造	施策 2	ごみ処理とリサイクルの推進
	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
事業内容	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
事業内容	事業詳細・手段	一般廃棄物のステーション収集運搬は市民生活に直結したものであり、安定遂行が見込める民間業者に委託する。 競争見積による随意契約で執行し、支払いは契約額を毎月分割して支払う。 市内ごみ処理は国分寺・南河内地区が小山広域保健衛生組合に、石橋地区がクリーンパーク茂原に委託しており、それぞれのごみ処理施設に搬入する。					
	市の関与のあり方	市が事業主体となる。					
事業内容	事業量・頻度	○平成26年度収集実績 南河内地区 収集量 3,888トン 307ステーション 中央清掃センター・北部清掃センターへ搬入 国分寺地区 収集量 3,950トン 437ステーション 中央清掃センター・北部清掃センターへ搬入 石橋地区 収集量 4,847トン 573ステーション クリーンパーク茂原へ搬入 ○平成27年度末をもって北部清掃センターが停止となり、平成28年度より南部清掃センターの容り法対象ビニプラ施設が稼働することからごみの搬入先が変更となる。 南部清掃センター：全地区のプラ容器包装・剪定枝 中央清掃センター：南河内・国分寺地区の可燃・不燃・粗大・有害・びん缶、資源物、石橋地区の可燃系資源物 クリーンパーク茂原：石橋地区の可燃・不燃・粗大・有害・びん缶・ペットボトル					
	効率性	ごみの搬入先が変更になり、運搬距離・時間が増加し、石橋地区のプラスチック容器包装の収集回数を週2回に変更することにより委託料が増加する。なお、石橋地区の容器プラスチック収集委託料20,228千円が、予算科目変更により合算されている。 ○平成28年度 収集運搬委託料の内訳 南河内地区 90,280千円 国分寺地区 87,331千円 石橋地区（市施設含む） 73,149千円 合 計 250,760千円 ○平成29年度 収集運搬委託料の内訳（消費税10%で見込む） 南河内地区 91,952千円 国分寺地区 88,948千円 石橋地区（市施設含む） 74,504千円 合 計 255,404千円					
年度別事業費	平成27年度予算（単位：千円）	平成28年度事業費見込（単位：千円）	事務事業所属課番号	7			
	166,271	250,760					

事業推進方針

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い	○
		低い	
必要性	現総合計画後期基本計画では、5章1節快適な環境の創造、施策2「ごみ処理とリサイクルの推進」に位置づけられています。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市は、一般廃棄物処理計画に従って、市内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、処分しなければならないことから、一般家庭からごみステーションに排出された一般廃棄物については、適正・円滑にごみ処理施設まで運搬し、市民の清潔な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る必要があります。また、次期総合政策においては、ごみ処理とリサイクルの推進を主な事業に位置付け、一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進に取り組むこととしています。 以上のことから、必要性は高いとしました。		
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い	○
		低い	
熟度・緊急性	市民の生活環境に直結する事業であり、一般廃棄物の適正・円滑な収集運搬が常に求められていることから、民間事業者の豊富なノウハウを活用するため業務委託を行い、効率的な運搬収集に取り組んでいます。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。		
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。	高い	○
		低い	
効率性	効率的な収集運搬方法や業務遂行に当たっての検討事項等について、委託業者と協議を行い、事務効率や市民サービスの向上に努めています。 以上のことから、効率性は高いとしました。		